

長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

長久手市国民健康保険運営協議会の委員について

長久手市国民健康保険運営協議会の委員の定数に、被用者保険等保険者を代表する委員（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）1人を追加します。

【改正理由】

被用者保険等保険者からも広く意見等を聴くことにより、国民健康保険を円滑に運営する一環となると考えられるため。

【施行日】

令和6年7月1日

※現委員の委嘱期間が令和3年7月1日から令和6年6月30日であるため。

長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、
令和6年第1回長久手市議会定例会に議案上程します。